

広報かんら



2022年
3月15日号

発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)

お知らせ版 No.1215

※ 掲載する情報は新型コロナウイルス感染症の状況により変更または中止になる場合があります。

お知らせ

固定資産の縦覧



地方税法に基づき、自己の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるようにするため、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供します。

縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火)
午前8時30分～午後5時(水曜日は午後7時まで)

※土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所 役場住民課

縦覧できる内容 縦覧帳簿に記載されている価格など(所有者や課税標準額などは縦覧できません)

縦覧できる人

固定資産税の納税者

納税者であることの本人確認

▼マイナンバーカード・運転免許証・納税通知書・健康保険証などが必要です。

▼納税者の代理人も縦覧できます

(納税管理人・同居の親族・委任状持参者)

問い合わせ

住民課税務係 ☎(64)8313

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に特別給付金を支給します。

※受給するためには、手続きが必要です。

対象世帯 次の①か②のどちらかに該当する世帯

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で甘楽町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月から申請日の属する月の前月までの間で家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が住民税均等割非課税相当となる世帯

支給額 1世帯あたり10万円

申請期限 9月30日(金)

申請・問い合わせ

にここ甘楽
健康課福祉係
☎(67)5162



役場の組織が変わります

町では、4月から以下のとおり行政組織の一部を変更します。

